

埼玉県医療安全啓発デザイン・印刷業務委託 企画提案競技募集要項

1 事業の目的

別紙「埼玉県医療安全啓発デザイン・印刷業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）の「2 目的」のとおり。

2 委託する業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

3 委託料

1, 837, 000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。
※消費税及び地方消費税の率は10%で積算するものとする。

4 参加資格

参加できるのは、次の項目のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (4) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者
- (5) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者
- (7) 過去（令和2年4月1日以降）に、国や地方公共団体から本件と同種の業務を受託したことがあること。

5 スケジュール

12月 7日ごろ	ホームページ掲載
12月 9日まで	質問受付
12月13日	質問回答
12月16日まで	企画提案競技参加希望書の提出
12月20日まで	企画提案書等の提出
12月下旬（予定）	企画提案審査、委託先候補者の決定
1月上旬（予定）	委託契約

6 質問事項の受付

本要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和4年12月7日（水）から令和4年12月9日（金）午後3時まで

(2) 受付方法

質問書（様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。送信後は電話により受信確認を行うこと。

電子メール：a3530-08@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-3545

(3) 回答方法

質問者の法人名等を伏せた上で、令和4年12月13日（火）までに県ホームページに掲載する。

7 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、参加希望書（様式2）を提出すること。

(1) 提出方法

参加希望書の提出方法は電子メールとする。

なお、送信後は電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出先

埼玉県保健医療部医療整備課 在宅医療推進担当

電話：048-830-3545

電子メール：a3530-08@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和4年12月16日（金）午後5時必着

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書

ポスターのデザイン案を提出すること。

企画提案書の様式は任意とするが、別紙「仕様書」に基づいて、作成すること。

イ 見積書

ウ 様式3「募集要項の「4 参加資格」(1)から(7)に該当する旨の誓約書」

(2) 企画提案書の注意事項

- ・ B列2版及びA列4版とする。
- ・ 4色刷とする。
- ・ イラスト等の使用有無は自由とする。
- ・ 提出作品数は任意とするが、最大3案までとする。
- ・ 提出された作品は返却しない。
- ・ 本企画提案競技に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) 見積書の注意事項（様式は任意）

- ・宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とし、法人等の名称及び住所、代表者の氏名、担当者の氏名を明記すること。なお、会社印及び代表社印は不要とする。
- ・金額は消費税及び地方消費税を明記し、それらを加えた合計額とする。

9 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

以下ア又はイにより提出する。

ア 持参（埼玉県保健医療部医療整備課在宅医療推進担当）

※土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 書留郵便

(2) 提出部数

作品・・・紙（持参又は郵送）B列2版1部、A列4版6部

見積書・・・紙（持参又は郵送）2部

(3) 提出期限

令和4年12月20日（火）午後5時必着

(4) 提出先

「下記13 問い合わせ先」のとおり

10 委託先候補者の選定

選考は、提出された作品についてデザイン等の評価に基づき審査を行うこととし、総合評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。審査結果は、参加者に書面により通知する。

11 委託先候補者選定後の手続

業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県との間で協議の上、委託契約を締結する。

なお、委託先候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等は総合評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

12 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）までとする。

なお、成果品の納品については、別紙「仕様書」のとおりとする。

13 問い合わせ先

埼玉県保健医療部医療整備課 在宅医療推進担当 松本

住 所：〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電 話：048-830-3545

F A X：048-830-4802

E-mail：a3530-08@pref.saitama.lg.jp